

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 41):  
シドニー経由手続きの一部変更(ABF の要否)【補足】

令和 2 年 5 月 18 日  
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

・シドニー経由で帰国する場合、どのようなケースでも、念のためABFを取得することをお勧めします。

(豪州側も、新たな措置が順次出されているので、混乱が見られます。)

・シドニー経由便の最新情報やお問合せ内容(FAQ)は、以下のサイトを確認するようにしてください。

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00027.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00027.html)

【本文】

先般、シドニー経由便で帰国される場合、空港内に留まる場合はABF不要とご連絡いたしました。

一方で、どのような場合に空港に留まれるのか、様々な情報があり当館でも確認をとれていません。そのため、安全を見て、どのようなケースでも(同日内のトランジットであっても)、ABFを取得することをお勧めします。

豪トランジット手続きは、新型コロナウイルスに係る特別措置であり、豪州当局にも一定の混乱が見られます。当館にも様々なお問合せをいただいております。全てについて領事メールで通知することが困難となっています。最新情報やお問合せ内容(FAQ)は以下のサイトに掲載しておりますので、渡航予定の方はこちらも確認するようにして下さい。

(シドニー経由の帰国便に関するお知らせ)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00027.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00027.html)

\* 豪州ビザ、入国制限適用除外申請(ABF)及び検疫免除申請は、豪州政府又はNSW州政府の手続きであり、申請方法や記載内容については、当館が最終的な責任を持ってお答えすることはできませんので、この点予めご了承下さい。上記の内容は、現時点で在ニュージーランド日本国大使館が豪州政府等に問い合わせ確認したものです。豪州側の事情による急な変更などもあり得ますので、常に最新の情報をネット及び航空会社、旅行代理店などから入手するようにしてください。

\* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (日本語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html) (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html) (日本語)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/corona\\_vrs.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html) (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)